

【本部ガイドラインより抜粋】

3 事業運営に対する基本的な考え方（2）健康情報に基づく事業運営

組合は、組合が取得することができる組合員等の健康状態に関する情報（以下「健康情報」という。）に基づき、既存事業（このガイドラインの施行前において、組合の事業計画に基づいて行われている保健事業をいう。以下同じ。）の効果を検証し、医療保険分野に係る国のICT政策の動向を注視しつつ、健康情報の管理及び分析並びに活用をPDCAサイクルとして年間事業計画へ組み込み、効果的な取組みを行うものとする。

4-1 健康管理事業（1）特定健診等事業

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく後期高齢者支援金の算定に係る加減算の指標となる特定健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率の目標値に対する達成度を改善するため、主に次の施策等により、これらの率の改善につながる取組みを行う。

- イ 組合員等の利便を考慮した実施体制（訪問型の特定保健指導等）の整備及び周知
- ロ 事業主健診の結果授受その他の事業者との間の事務を円滑に行うための所要の調整
- ハ 特定健康診査の結果について、個人に合わせた情報提供の実施件数の拡充及び実施方法の工夫
(必要に応じICTの活用を検討)
- ニ メタボリックシンドローム及びその予備群の該当率及び改善率の把握

4-1 健康管理事業（2）健診事業 ②がん対策

がんについては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日付け健発第0331058号）に定める検査項目等を参考としたがん検診の実施に努める。

特に、婦人がんの発症年齢のピークが在職期間中であること及び組合員の約半数が女性であるという組合の事情を考慮し、婦人がん検診の拡充に努める。

また、事業主健診及び職員互助団体におけるがん検診の実施状況の把握に努める。

4 【特定健診・特定保健指導について】

① 特定健診・特定保健指導実施率の向上に向けた取り組み

- ・特定健診・特定保健指導とも国が示す目標値に達成するよう、今後も向上に向けた取り組みを継続して検討を行う。
- ・特にも、特定保健指導の実施率はかなり低く、47支部中ワースト3であることから、平成29年度より「学校訪問型特定保健指導」を導入。（平成29年度秋ごろ各所属あて実施通知予定。他支部では「学校訪問型特定保健指導」の導入により、実施率向上の成果あり）

現行：「個別調整型」

- 希望者が委託業者へ直接申し込み、面談日程調整。
- 初回面談は希望者が指定する場所（所属、自宅、飲食店等）で、委託先の保健師等と個別に行う。

変更後：「学校訪問所属一括型」及び「個別調整型」

- 学校訪問所属一括型による実施を基本とし、一括での実施が困難な所属については個別調整型を実施。
- 各所属で担当者を決めてもらい、委託業者が所属担当者と連絡を取り、保健指導希望者の取りまとめや面談日程等を調整。（個別調整の場合は委託業者が希望者と直接日程調整）
- 初回面談は各所属に委託先の保健師等が訪問し実施。

② 特定健診結果の個人に合わせた情報提供の拡充

- ・特定健診結果を基に作成した個別の情報提供冊子（H27～H29は「クピオ」）配布対象者の拡大。

現 行：特定保健指導該当者（40歳以上75歳未満の組合員で、特定健診の結果生活習慣病リスクの高い者）

変更案：40歳以上75歳未満の組合員で特定健診を受診した者

※特定保健指導対象に該当しない場合でも、生活習慣病のリスクを持つ者も多いことから、疾病予防及び重症化予防を目的として配布対象者を拡大するもの。

5 【乳がんエコー検査について】

① 対象年齢の拡充

- ・現 行：35歳以上40歳未満で奇数年齢の女性組合員（任継含）及び被扶養者

変更案：30歳以上40歳未満で奇数年齢の女性組合員（任継含）及び被扶養者

※第1期データヘルス計画（H27～H29年度）により岩手支部では、「乳がん」が疾病別一人当たりの医療費

が高いことから、平成27年度より若年層に有効とされる「乳がんエコー（超音波）検査」を新規に導入。

乳がんは早期発見で約90%以上が治るとされていることから、対象年齢を引き下げるもの。

